

世田谷区建設工事に係る本件競争入札については、関係法令に定めるもののほか、公告文、落札者決定基準及びこの入札説明書によるものとします。

※本件は世田谷区建設工事総合評価方式で実施します。提出書類および方法は別添提出書類一覧をご確認ください。

※本案件は、電子契約対象案件です。

電子の契約書を希望する場合は、電子契約サービス利用申出書を開札日の翌営業日までに提出してください。提出がない場合、紙の契約書となります。詳しくは、「電子契約サービスの導入について」をご確認ください。

※資格確認結果通知書の受領後、入札に参加できなくなった場合には、必ず電子入札サービス上で辞退の手続きをしてください。また、その際、辞退理由をご記入いただきますようお願いいたします。不参の場合や辞退理由の記入がない場合には、確認のため、開札後にご連絡させていただくことがありますので、ご承知おきください。

1 発注図書受領

電子入札サービス上で必ずすべてを受領し、「発注図書等受領案件」画面でステータスが『未受領』から『受領済』に変わったことを確認してください。すべて受領しないと自治体側画面で『受領済』が確認できません。受領が確認できない場合は、その者の入札書を無効とする場合がございます（ただし、CD、紙渡し等電子入札サービス上で発注図書を配布しない場合は除く）。

2 現場代理人

本工事を受注した者は、現場代理人を工事現場に常駐で配置してください。

※現場代理人と技術者は兼任することができます。

【現場代理人の常駐義務緩和について】

一定の要件を満たす場合は、常駐を要しない期間や、兼任できる工事があります。

兼任を希望する場合は、世田谷区工事請負契約における現場代理人の兼任に関する基準の要件を確認のうえ、落札後、契約書等の提出時に、「現場代理人兼任届（区指定の様式）」を一緒に提出してください。

3 配置予定技術者

本工事を受注した者は、以下の点に留意し必要な技術者を配置してください。

- ① 請負金額 **4500万円**（建築一式工事は **9000万円**）以上の場合、主任技術者又は監理技術者を当該工事現場へ専任で配置しなければならない。ただし、一定の要件を満たす場合は兼務による配置を可とする。詳細は、世田谷区工事請負契約における建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用に係る運用基準を確認すること。（営業所専任技術者は一定の要件を満たす場合のみ配置を可とする。詳しくは世田谷区工事請負契約における建設業法第26条の5の規定の規定に係る運用基準を参照。）

- ② 5000万円（建築工事業の場合は8000万円）以上を下請契約する場合、当該工事現場に監理技術者を配置しなければならない。
- ③ 配置予定技術者は、入札の申し込みのあった日以前に3ヶ月以上雇用しているものであること。

●資格確認申請時

電子入札サービスの一般競争入札参加資格確認申請書に配置予定技術者を入力し、提出してください。

- ① 配置予定技術者を主任技術者とする場合、技術者氏名のみ入力すること。
- ② 配置予定技術者を監理技術者とする場合、氏名及び監理技術者資格者証の交付番号を入力すること（頭ゼロ省略不可）。
- ③ 配置を予定する技術者が、建設業法26条第3項ただし書の規定の適用により、他工事と兼務を予定する場合は、[監理技術者及び主任技術者の専任義務の緩和について（世田谷区ホームページ＞契約・入札情報＞契約制度等（工事） 監理技術者及び主任技術者の専任義務の緩和について）](#)をご確認ください。

4 質疑応答

電子調達サービス（電子入札）で行います。

※紙（質疑応答書）やFAX等による質疑応答は、原則として行いません。

※自社が質問を提出していなくても、他社が質問を提出していることがあります。必ず公告文記載の回答供覧開始予定日時後に回答状況を確認したうえで、入札書を提出してください。

※質疑を添付ファイルで行う場合は、ファイル形式はエクセル又はワードを使用してください。

5 入札参加の停止

指名を受けた者であっても、指名停止となった者、入札参加除外措置を受けた者は入札に参加できません。

5-2 関係会社の取り扱い

関係会社について、入札参加は一案件につき一者に限ります。また、落札制限対象案件の落札は、関係会社全体で1件とします。組合での入札参加の場合、その構成員は同一案件及び同日開札における落札制限対象の案件には参加できないものとします。

6 入札の無効

上記5により入札に参加できない者となった場合は、入札書を提出していても、開札時にその入札書を無効とします。

7 入札参加者心得

入札参加者は、[入札参加者心得](#)を遵守しなければなりません。必ず内容を確認してください。

7-2 契約約款（契約条項）

本件の契約には、工事請負契約約款を適用します。

[（世田谷区ホームページ>契約・入札情報>契約制度等>契約約款（契約条項）をご覧ください。）](#)

8 入札方法及び入札金額

（1）入札書の提出は、必ず電子調達サービス（電子入札）で行わなければなりません。持参や郵送その他電子調達サービス以外による提出は認められません。

① 入札書には総価を入力してください。

② 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の **100分の10** に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の **110分の100** に相当する金額を入札金額として入力してください。

（2）**本件は、低入札価格調査制度の対象案件です。**

以下のページに記載の要領及び調査マニュアルを必ずご確認の上、入札に参加してください。

[「世田谷区低入札価格調査制度要領」](#)

[「低入札価格調査制度に係る調査マニュアル」](#)

※失格基準価格の設定をしています。失格基準価格を下回る額の入札者は落札者となりませんので、ご注意ください。

9 内訳書

入札金額の内訳書を記載した書類（以下、内訳書）を提出してください。

（1）内訳書の内容及び形式

① 予定価格5000万円未満の工事

発注図書として添付した様式（エクセルデータ）に必要事項を記載したものを「内訳書」とします。

② 予定価格5000万円以上の工事

発注図書として添付した**①内訳書鑑様式（エクセルデータ）**及び**②参考内訳書**又はこれに準ずるものに設計数量、単位及び単価などの必要事項を記載したものを「内訳書」とします。

（2）提出期限・方法

入札書の添付データとして提出してください。

開札時に一旦保留し、内訳書の内容確認後、落札決定します。

※落札候補者には「事後審査通知書」が、落札候補者以外の入札参加者には「保留通知書」が発行されます。

※提出期限までに内訳書が提出されないとき又は提出された内訳書に不備があるときは、その入札書を無効とすることがあります。その場合は、次順位者の内訳書を同様に確認し落札決定します。

※「入札金額の内訳書の提出に関する取扱」を必ず確認して入札にご参加ください。

※電子入札システムで発送される通知の種類等については、下記コールセンターへお問い合わせください。

1 0 契約保証金

- ・世田谷区契約事務規則第46条第2項の各号に該当する場合は、契約保証金の全部又は一部を免除する旨を、契約締結時に告知します。

※契約保証金の納付が必要な案件において、契約保証金の納付に代えて世田谷区を被保険者とする履行保証保険契約を締結する場合の保険方式は、必ず「定額てん補」としてください。

- ・世田谷区契約事務規則第46条第2項5号に基づき契約保証金を免除するのは、契約金額（税込）が建築工事については契約金額（税込）が1,000万円未満、その他の業種に係る工事については300万円未満の案件です。契約金額（税込）が当該金額以上であるときは、契約金額の10分の1の額（1円未満の端数切上げ）の契約保証金の納付が必要です。
- ・電子契約の場合は電子保証の利用が可能です。電子保証を利用される場合は、保証事業会社または保険会社により発行される「電子保証証書を発注者がダウンロードするために必要となる認証キーが書かれた書面」をご提出ください。

1 0－2 契約変更に伴う契約保証金の増額請求等

・契約保証金の納付を請求した案件

契約締結後に契約金額の増額を伴う変更をする場合は、増額変更金額（増額幅）に対する10分の1の額（1円未満の端数切上げ）の契約保証金の増額を請求することがあります。

・契約保証金の納付を免除した案件

当初契約時に契約保証金の納付を免除した案件であっても、契約金額の増額を伴う変更の結果、変更後の契約金額（税込）が建築工事は1000万円以上、建築工事以外の工事は300万円以上となる場合は、変更後契約金額（総額）に対する10分の1の額（1円未満の端数切上げ）の契約保証金の納付を請求することがあります。

※契約保証金の納付に代えて世田谷区を被保険者とする履行保証保険契約を締結している場合は、保証金額の増額を請求します。また、契約金額の増額有無にかかわらず、工期延伸を伴う変更をする場合は保証期間の延長を求めます。

1 1 公共工事前払金の請求

公共工事前払金の請求には、区指定の様式を使用してください。紙保証の場合は保証証書、保証証書の写し、保証約款を提出してください。また、電子契約の場合は、電子保証も可能です。その場合は電子保証（認証キー）発行完了のお知らせを提出してください。

<前払金>

対 象：契約金額200万円を超える工事請負契約

提出物：〔紙保証〕前払金請求書、前払金保証証書、前払金保証証書（写）、前払金保証約款
〔電子保証〕前払金請求書、電子保証（認証キー）発行完了のお知らせ

提出先：経理課契約係

請求額：契約金額の40%以内、上限5億円、10万円未満切り捨て

その他：工期延伸を伴う契約変更をする場合は保証会社へ工期が変わる旨、通知してください。

<中間前払金>

対 象：前払金を受けた工事請負契約について、その進捗が当該工事全体の2分の1を超えたと認められるもの

提出物：〔紙保証の場合〕中間前払金請求書、中間前払金保証証書、中間前払金保証証書（写）、前払金保証契約約款

〔電子保証の場合〕中間前払金請求書、電子保証（認証キー）発行完了のお知らせ

提出先：経理課契約係

請求額：契約金額の20%以内、上限2億5千万円、10万円未満切り捨て

その他：①請求にあたっては、事前に監督員の認定を受ける必要があります。

②先に部分払い及び一部しゅん工に係る支払いを受けた場合は、その後に中間前払金を請求することはできません。

③工期延伸を伴う契約変更をする場合は保証会社へ工期が変わる旨、通知してください。

1.2 契約書類の受け取り

紙の契約書類については、入札参加資格登録上の所在地に郵送させていただきます。

不都合がある場合は、落札決定後、契約担当部署までご連絡ください。

1.3 契約予定日

開札日の翌営業日を予定しています。

1.4 指名停止

落札後の辞退や契約違反は指名停止措置の対象となります。詳しくは[世田谷区指名停止基準](#)をご確認ください。また、落札後から契約締結日より前までの間に指名停止となった場合は契約を締結しません。

【問い合わせ先】

《電子入札の内容等に関すること》

世田谷区財務部経理課契約係 TEL（5432）2150～2152、2435

《操作手順やパソコンの設定等に関すること》

e-Tokyoコールセンター TEL 0570（05）1090

受付時間：祝祭日を除く月曜日～金曜日 8：30～17：15

落札者決定基準

本工事の落札者決定基準については、以下のとおりとする。

1 工事件名

世田谷区立子育てステーション烏山1・3・4階改修空気調和設備工事

2 本工事の入札において建設工事総合評価方式を適用する理由

工事価格、施工能力、企業の地域貢献及び世田谷区公契約条例の趣旨に沿った取組等を総合的に評価することにより、価格と品質のバランスのとれた競争入札を実現するため。

3 本工事の各種基準価格について

評価基準価格：非公表

調査基準価格：非公表

失格基準価格：19,829,005円（税抜き）※

※上記失格基準価格を下回る額の入札者は落札者となりませんので、ご注意ください。

4 落札者決定基準

(1) 評価の方法

価格点、施工能力評価点、地域貢献評価点及び公契約評価点を合計した評価値によって評価する。

(2) 本工事に適用する評価項目について

評価項目のうち、本工事で評価する項目及び配点については以下の表に示すものとする。

評価項目		本工事で評価する項目	配点	
価格点 (50点満点)		○	0～50	
施工能力 評価点	工事成績	○	-2～13	選択した評価項目の満点をもとに50点満点に換算する（小数点以下5位未満の端数は切り捨て）
	優良工事实績	○	0～3	
	配置予定技術者の資格	○	0～2	
	配置予定技術者の実績	—	0～2	
地域貢献 評価点	災害時協力協定	○	0～6	
	区内本店事業者	○	0～3	
	地域経済振興	○	0～6	
公契約 評価点	賃金支払の状況	○ (予定価格3000万円以上の案件に限る)	-2～0	
	労働福祉の状況	○	0～3	
	労働安全衛生	○	0～4	
	建設キャリアアップシステム	○	0～2	
	男女共同参画、 ワーク・ライフ・バランス	○	0～2	
	障害者雇用	○	-2～2	
	若年者雇用	○	0～2	

(3) 価格点の算定方法

価格点の算定は、入札価格が別途設定する評価基準価格と同額の場合を50点満点として、次のとおりとする。なお、小数点以下5位未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

① 「入札価格≧評価基準価格」の場合

$$50 - 50 \times \frac{9 \times \left(\frac{\text{入札価格}}{\text{予定価格}} - \frac{\text{評価基準価格}}{\text{予定価格}} \right)^2}{10 \times \left(\frac{\text{評価基準価格}}{\text{予定価格}} - 1 \right)^2}$$

② 「入札価格<評価基準価格」の場合

$$50 - 50 \times \frac{\left(\frac{\text{入札価格}}{\text{予定価格}} - \frac{\text{評価基準価格}}{\text{予定価格}} \right)^2}{\left(\frac{\text{評価基準価格}}{\text{予定価格}} - \frac{\text{失格基準価格}}{\text{予定価格}} \right)^2}$$

(4) 施工能力評価点の算定方法

施工能力評価点は、工事成績（－2点～13点）、優良工事实績（0点～3点）、配置予定技術者の資格（0点～2点）及び配置予定技術者の実績（0点～2点）の合計（20点満点）によるものとする。

※本工事については、工事成績、優良工事实績、配置予定技術者の資格の3項目を評価対象とする。

① 工事成績に関する評価点の算定方法

ア、「世田谷区建築・設備工事成績評定要綱」または「世田谷区土木工事成績評定要綱」に基づく過去の工事成績評定通知書の総評定点の平均に基づき、下表のとおりとする。

工事成績評定通知書の評定点の平均	評価点
80点以上100点以下	13点
79点以上80点未満	12.5点
78点以上79点未満	12点
77点以上78点未満	11.5点
76点以上77点未満	11点
75点以上76点未満	10.5点
74点以上75点未満	10点
73点以上74点未満	9.5点
72点以上73点未満	9点
71点以上72点未満	8.5点
70点以上71点未満	8点
69点以上70点未満	7.5点
68点以上69点未満	7点
67点以上68点未満	6.5点
66点以上67点未満	6点
65点以上66点未満	5.5点
64点以上65点未満	5点
63点以上64点未満	4.5点

総合評価③ 建築・設備改修工事

6 2 点以上 6 3 点未満	4 点
6 1 点以上 6 2 点未満	3. 5 点
6 0 点以上 6 1 点未満	3 点
4 0 点以上 6 0 点未満	－ 1 点
0 点以上 4 0 点未満	－ 2 点

イ. 工事成績評定通知書の総評定点の平均は、世田谷区発注工事で、発注工事に係る入札公告日の属する年度及びその前 5 年度内に完了した工事のうち、直近 3 件までの工事成績評定通知書の総評定点の相加平均とする。ただし、工事成績評定通知書の総評定点が 6 0 点未満のものは、当該総評定点を 0 点として算定する。

※直近 3 件とは、入札公告日の前日までに評定された工事成績評定通知書のうち竣工日が直近のものから順に 3 件を対象とする。

※算定対象業種が複数設定されている場合は、全業種合わせて直近 3 件とする。

※建設共同企業体として受注した工事も、代表構成員・構成員を問わず、対象とする。

※対象となる工事实績がない場合は、工事成績の評価点は 0 点とする。

ウ. 工事成績評定点算定の対象工事は、東京電子自治体共同運営の建設工事等競争入札参加資格の業種区分で、発注工事の業務内容から判断して決定する。決定された業種区分以外は算定対象としない。

工事成績評定点の算定対象となる工事：空調工事

エ. 過去の工事成績評定通知書の総評定点は世田谷区財務部経理課契約係に問い合わせることができる。

②優良工事实績に関する評価点の算定方法

ア. 世田谷区から請け負った工事の中に、世田谷区が公表している「優良工事实績」に認定されたものが 1 件ある場合は 2 点、2 件以上ある場合は 3 点とする。（建設共同企業体として受注した工事も、代表構成員・構成員を問わず、対象とする。）

イ. 入札公告時に公表されている最新の年度を含む過去 3 年度内に認定された工事のみを評価対象とし、それ以外は評価対象としない。

③配置予定技術者の資格に関する評価点の算定方法

ア. 発注工事の業務内容から判断して、建設業法（昭和 2 4 年法律第 1 0 0 号）上の業種（別表 1）である工事の技術者要件となる資格について評価対象とし、それ以外は評価対象としない。

資格点算定対象となる資格：管工事業の技術者要件となる資格

イ. 上記の評価対象となる資格について、次のとおり評価点を算定する。

○一級技術者の場合 ： 2 点

この場合の一級技術者とは、建設業法第 1 5 条第 2 号イに該当する者をいう。以下同じ。

○二級技術者の場合 ： 1 点

この場合の二級技術者とは、建設業法第 2 7 条第 1 項の規定による技術検定その他の法令に規定する検定又は試験で当該検定又は試験に合格することによって直ちに同法第 7 条第 2 号ハに該当することとなるものに合格した者又は他の法令の規定による免許又は免状の交付（以下「免許

総合評価③ 建築・設備改修工事

等」という。)で、当該免許等を受けることによって直ちに同号ハに該当することとなるものを受けた者であって一級技術者以外の者をいう。以下同じ。

※配置予定技術者が複数の資格を有する場合には、上位の資格1つのみ資格点の評価対象とし、それ以外は評価対象としない。

④ 配置予定技術者の実績点の算定方法

本件は機械設備工事の改修工事であるため、評価対象としない。

(5) 地域貢献評価点の算定方法

地域貢献評価点は、災害時協力協定(0点～6点)、区内本店事業者(0点～3点)及び地域経済振興(0点～6点)の合計(15点満点)によるものとする。

①災害時協力協定に関する評価点の算定方法

発注工事に係る入札公告日の前日までに、区と災害時協力協定(危機管理部災害対策課が所管するものに限る。)を締結している場合(当該災害時協力協定を締結している者の構成員である場合を含む。)は3点とする。また、発注工事に係る入札公告日の属する年度及びその前3年度内に災害時協力協定に基づき活動した実績がある場合は3点とする。いずれも満たす場合は6点とする。

災害時協力協定は、次のアドレスに掲載のとおり。

<https://www.city.setagaya.lg.jp/02049/5454.html>

②区内本店事業者に関する評価点の算定方法

発注工事に係る入札公告日において、入札をした者が世田谷区内に本店を有し、当該本店の所在地を本店所在地として東京電子自治体共同運営電子調達サービスの入札参加資格の登録を受けている場合は3点とする。

③地域経済振興に関する評価点の算定方法

発注工事に係る入札公告日の属する年度及びその前3年度内に完了した世田谷区発注工事で、入札公告日の前日までに竣工した工事のうち直近3件の中から入札をした者が選んだ1件について、自社施工(入札をした者が区内の本店又は営業所の場合に限る)及び区内事業者への下請(一次下請に限る)の金額〔区内で請け負った金額÷工事請負代金〕が占める割合が25%以上50%未満であれば2点、50%以上75%未満であれば4点、75%以上であれば6点とする。

(6) 公契約評価点の算定方法

公契約評価点は、賃金支払の状況(－2点～0点)、労働福祉の状況(0点～3点)、労働安全衛生(0点～4点)、建設キャリアアップシステム(0点～2点)、男女共同参画及びワーク・ライフ・バランス(0点～2点)、障害者雇用(－2点～2点)並びに若年者雇用(0点～2点)の合計(15点満点)によるものとする。

①賃金支払の状況に関する評価点の算定方法

当該発注工事に従事する労働者について、世田谷区公契約条例に基づく労働報酬下限額を遵守できる場合は0点、できない場合は－2点とする。

②労働福祉の状況に関する評価点の算定方法

総合評価③ 建築・設備改修工事

退職金制度等の配備状況について、発注工事に係る入札公告日において、経営事項審査（建設業法第27条の23に規定する経営事項審査をいう）における「労働福祉の状況 ※」の点数が45点の場合の評価点を3点、30点の場合は評価点2点、15点の場合は評価点1点、5点以下の場合は評価点0点とする。

※令和5年1月1日改正以降の経営事項審査通知書の場合には、「建設工事の担い手の育成及び確保に関する取組の状況」のうち、「①雇用保険加入の有無」「②健康保険加入の有無」「③厚生年金保険加入の有無」「④建設業退職金共済制度加入の有無」「⑤退職一時金制度若しくは企業年金制度導入の有無」「⑥法定外労働災害補償制度加入の有無」の合計点数を評価対象とする。

③労働安全衛生に関する評価点の算定方法

発注工事に係る入札公告日において、建設業労働災害防止協会へ加入していれば2点、同協会のコスモス（COHSMS）又はコンパクトコスモス（COMPACT COHSMS）に認定されていれば2点とする。いずれも満たす場合は4点とする。

④建設キャリアアップシステムに関する評価点の算定方法

発注工事に係る入札公告日において、建設キャリアアップシステムへの事業者登録をしていれば2点とする。

⑤男女共同参画及びワーク・ライフ・バランスに関する評価点の算定方法

発注工事に係る入札公告日において、東京ライフ・ワーク・バランス認定（東京都認定制度）、えるぼし認定（厚生労働省認定制度）、くるみん認定（厚生労働省認定制度）のうち、2つ以上の認定がされていれば2点、1つ認定されていれば1点とする。また、えるぼし認定の根拠法「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第8条に基づく一般事業主行動計画及びくるみん認定の根拠法「次世代育成支援対策推進法」第12条に基づく一般事業主行動計画の策定・届出について、2つ届け出ている場合0.5点、1つ届け出ている場合0.25点とする。（常時雇用労働者数100人以下の事業者かつ、届け出ている一般事業主行動計画の根拠法に基づく認定が未認定の場合に限る。）。ただし、本評価点における合計点は最大で2点とする。

⑥障害者雇用に関する評価点の算定方法

ア．障害者雇用に関して法定雇用義務がある事業者の場合、発注工事に係る入札公告日において、法定雇用率を達成している場合は0点、法定雇用率を達成の上、加えて1名以上を雇用している場合は2点、法定雇用率を達成していない場合には－2点とする。

イ．障害者雇用に関して法定雇用義務がない事業者の場合、発注工事に係る入札公告日において、障害者を1名以上雇用している場合は2点、雇用していない場合には0点とする。

⑦若年者雇用に関する評価点の算定方法

発注工事に係る入札公告日において、経営事項審査における「若年技術職員の継続的な育成及び確保」「新規若年技術職員の育成及び確保」において2つとも該当していれば2点、1つのみ該当していれば1点とする。

（7）落札者の決定方法

総合評価③ 建築・設備改修工事

入札価格が予定価格の制限の範囲内であるもののうち、価格点、施工能力評価点、地域貢献評価点及び公契約評価点の合計点である評価値の最も高い者を落札者とする。ただし、価格評価と価格以外の評価項目の配点比重は50点：50点の合計100点満点となるよう、本件の評価値は以下の式によって求める。

$$\text{評価値} = \text{価格点} + \text{「価格以外の評価」項目の点} \times (50 \text{点} \div 48 \text{点})$$

(小数点以下5位未満の端数は切り捨て)

なお、評価値の最も高い者が2者以上あるときは、当該者によるくじ引きにより落札者を決定する。

(8) 失格事由

次の①～④に該当する場合は当該入札参加者を失格とし、入札は無効とします。

①評価点の申告に係る書類を所定の期限までに提出しなかった場合

②低入札価格調査の結果、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められた場合（入札価格が失格基準価格未満であった場合を含む。）

③入札参加資格確認通知後、落札者決定までに次に掲げる事由のいずれかに該当した場合

- ・世田谷区指名停止基準に基づき指名停止措置を受けた場合
- ・世田谷区契約における暴力団等排除措置要綱に基づき入札参加除外措置を受けた場合
- ・入札参加資格がないことが判明した場合
- ・入札参加資格確認申請の書類又は評価点の申告に係る書類において虚偽の記載をした場合

④その他入札に関して不正な行為又は公序良俗に反する行為をした場合

(9) 入札時の提示内容が履行されなかった場合の取扱い

①配置予定技術者の資格

落札者決定後、やむを得ない事由により配置予定技術者を変更し、施工能力評価点における「配置予定技術者の資格」の評価点を当初の配置予定技術者と同点以上得ることができる技術者を配置できない場合は当該工事の工事成績評定を5点減点する。

②賃金支払の状況

公契約評価点における「賃金支払の状況」の評価点について、入札時に労働報酬下限額を遵守できる旨の申告をしたにもかかわらず、工事竣工後の確認または労働者からの連絡に基づき区が調査した結果、労働報酬下限額以上の賃金の支払いが行われていなかった場合は当該工事の工事成績評定を10点減点する。

資格区分

○「建設業法」に基づく資格

コード	資格区分	業種	1級	2級
111	一級建設機械施工技士	土・と・舗	2	
212	二級建設機械施工技士（第1種～第6種）	土・と・舗		1
113	一級土木施工管理技士	土・と・石・鋼・舗・し・塗・水・解（注1）	2	
214	二級土木施工管理技士（土木）	土・と・石・鋼・舗・し・水・解（注2）		1
215	二級土木施工管理技士（鋼構造物塗装）	塗		1
216	二級土木施工管理技士（薬液注入）	と		1
120	一級建築施工管理技士	建・大・左・と・石・屋・タ・鋼・筋・板・ガ・塗・防・内・絶・具・解（注1）	2	
221	二級建築施工管理技士（建築）	建・解（注2）		1
222	二級建築施工管理技士（躯体）	大・と・タ・鋼・筋・解（注2）		1
223	二級建築施工管理技士（仕上げ）	大・左・石・屋・タ・板・ガ・塗・防・内・絶・具		1
127	一級電気工事施工管理技士	電	2	
228	二級電気工事施工管理技士	電		1
129	一級管工事施工管理技士	管	2	
230	二級管工事施工管理技士	管		1
131	一級電気通信工事施工管理技士	通	2	
232	二級電気通信工事施工管理技士	通		1
133	一級造園施工管理技士	園	2	
234	二級造園施工管理技士	園		1

○「建築士法」に基づく資格

コード	資格区分	業種	1級	2級
137	一級建築士	建・大・屋・タ・鋼・内	2	
238	二級建築士	建・大・屋・タ・内		1
239	木造建築士	大		1

○「技術士法」に基づく資格

コード	資格区分	業種	1級	2級
141	建設・総合技術監理（建設）	土・と・電・舗・し・園・解（注1）	2	
142	建設「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理（建設「鋼構造及びコンクリート」）	土・と・電・鋼・舗・し・園・解（注1）	2	
143	農業「農業土木」・総合技術監理（農業「農業土木」）	土・と	2	
144	電気電子・総合技術監理（電気電子）	電・通	2	
145	機械・総合技術監理（機械）	機	2	
146	機械「流体力学」又は「熱工学」・総合技術監理（機械「流体力学」又は「熱工学」）	管・機	2	
147	上下水道・総合技術監理（上下水道）	管・水	2	
148	上下水道「上水道及び工業用水道」・総合技術監理（上下水道「上水道及び工業用水道」）	管・井・水	2	
149	水産「水産土木」・総合技術監理（水産「水産土木」）	土・と・し	2	
150	森林「林業」・総合技術監理（森林「林業」）	園	2	

151	森林「森林土木」・総合技術監理（森林「森林土木」）	土・と・園	2	
152	衛生工学・総合技術監理（衛生工学）	管	2	
153	衛生工学「水質管理」・総合技術監理（衛生工学「水質管理」）	管・水	2	
154	衛生工学「廃棄物管理」・総合技術監理（衛生工学「廃棄物管理」）	管・水・清	2	

○「電気工事士法」に基づく資格

コード	資格区分	業種	1級	2級
155	第一種電気工事士	電		1

○「消防法」に基づく資格

コード	資格区分	業種	1級	2級
168	甲種消防設備士	消		1
169	乙種消防設備士	消		1

○「職業能力開発促進法」に基づく資格

コード	資格区分	業種	1級	2級
171	建築大工（1級）	大		1
164	型枠施工（1級）	大・と		1
172	左官（1級）	左		1
157	とび・とび工（1級）	と・解		1
173	コンクリート圧送施工（1級）	と		1
166	ウェルポイント施工（1級）	と		1
174	冷凍空気調和機器施工・空気調和設備配管（1級）	管		1
175	給排水衛生設備配管（1級）	管		1
176	配管・配管工（1級）	管		1
170	建築板金「ダクト板金作業」（1級）	屋・管・板		1
177	タイル張り・タイル張り工（1級）	タ		1
178	築炉・筑炉工（1級）・れんが積み	タ		1
179	ブロック建築・ブロック建築工（1級）・コンクリート積みブロック施工	石・タ		1
180	石工・石材施工・石積み（1級）	石		1
181	鉄工・製罐（1級）	鋼		1
182	鉄筋組立て・鉄筋施工（1級）	筋		1
183	工場板金（1級）	板		1
184	板金「建築板金作業」・建築板金「内外装板金作業」・板金工「建築板金作業」（1級）	屋・板		1
185	板金・板金工・打出し板金（1級）	板		1
186	かわらぶき・スレート施工（1級）	屋		1
187	ガラス施工（1級）	ガ		1
188	塗装・木工塗装・木工塗装工（1級）	塗		1
189	建築塗装・建築塗装工（1級）	塗		1
190	金属塗装・金属塗装工（1級）	塗		1
191	噴霧塗装（1級）	塗		1
167	路面標示施工	塗		1
192	畳製作・畳工（1級）	内		1

193	内装仕上げ施工・カーテン施工・天井仕上げ施工・床仕上げ施工・表装・表具・表具工（１級）	内		1
194	熱絶縁施工（１級）	絶		1
195	建具製作・建具工・木工・カーテンウォール施工・サッシ施工（１級）	具		1
196	造園（１級）	園		1
197	防水施工（１級）	防		1
198	さく井（１級）	井		1

○民間資格

有資格区分コード	資格区分	業種	1級	2級
040	基礎ぐい工事（注３）	と		1
060	解体工事施工技士（注４）	解		1

（注１）解体工事業について、技術検定に係る資格は平成２７年度までの合格者について、技術士試験資格に係る資格は当面の間、資格とは別に、解体工事に関する１年以上の実務経験を有している又は登録解体工事講習を受講していることが必要です。

（注２）解体工事業について、平成２８年度以降の合格者に限る。

（注３）基礎ぐい工事に必要な知識及び技術を確認するための試験で国土交通大臣の登録を受けたものをいい、具体的には一般社団法人日本基礎建設協会及び一般社団法人コンクリートパイル建設技術協会が行う基礎施工士試験が該当します。

（注４）解体工事に必要な知識及び技術を確認するための試験で国土交通大臣の登録を受けたものをいい、具体的には公益社団法人全国解体工事業団体連合会が行う解体工事施工技士試験が該当します。

世田谷区建設工事総合評価方式実施案件における提出書類一覧

1 提出書類一覧

評価項目		提出書類
全体		・世田谷区建設工事総合評価方式評価点申告書（様式1）
施工能力評価点	工事成績	なし
	優良工事实績	なし
	配置予定技術者の資格	・配置予定技術者の保有資格証の写し ・雇用関係を証明する書類
地域貢献評価点	災害時協力協定	・災害時協力協定の写し ・地域貢献評価点（災害時協力協定活動実績）申告書（様式2）（事前申告可）
	区内本店事業者	なし
	地域経済振興	・下請使用状況届の写し（工事竣工時の最新のもの） ・区内事業者への下請負契約書等の写し
公契約評価点	賃金支払の状況	・労働報酬確認台帳兼誓約書（様式3）
	労働福祉の状況	・経営規模等評価結果通知書の写し
	労働安全衛生	・建設業労働災害防止協会の加入証明書の写し ・建設業労働安全衛生マネジメントシステム（COHSMS）認定書の写し
	建設キャリアアップシステム	・事業者登録していることがわかる資料 （「事業者情報登録完了のお知らせ」等）
	男女共同参画、ワーク・ライフ・バランス	【厚生労働省等の認定】 ・東京ライフ・ワーク・バランス認定状の写し ・基準適合一般事業主認定通知書の写し（えるぼし認定・くるみん認定） ・基準適合認定一般事業主認定通知書の写し（プラチナえるぼし認定・プラチナくるみん認定） 【一般事業主行動計画の策定・届出】 ・都道府県労働局へ提出した一般事業主行動計画策定・変更届の写し（受領印のあるもの）
	障害者雇用	【法定雇用義務がある事業者の場合】 ・直近で公共職業安定所宛に提出した障害者雇用状況報告書の写し 【法定雇用義務がない事業者の場合】 ・障害者を雇用していることがわかる資料 （障害者本人の雇用保険証、労働契約書、賃金支払い資料、障害者手帳の写し等）
	若年者雇用	・経営規模等評価結果通知書の写し

2 提出周期

	評価項目														
	全体（建設工事総合評価方式評価点申告書）	工事成績	優良工事実績	配置予定技術者の資格	配置予定技術者の実績	災害時協力協定	区内本店事業者	地域経済振興	賃金支払の状況	労働福祉の状況	労働安全衛生	建設キャリアアップシステム	男女共同参画、ワーク・ライフ・バランス	障害者雇用	若年者雇用
毎回（※１）	○	提出書類なし	提出書類なし	○	○	○	提出書類なし		○						
毎年２月１日以降初回 または変更発生時 （※２）									○	○	○	○	○	○	○

※１：入札案件ごとに提出してください。

※２：毎年２月１日以降、最初に参加する総合評価方式適用案件の申告書提出時に、最新の書類をすべて添付して提出してください。２回目以降の参加時は、『前回提出した申告書の内容から申告内容が変更となった場合』または、『申告内容に変更はないが提出していた書類の最新版が変更となった場合』に書類を再度提出してください。

3 書式のダウンロード

様式１～３の各書式については区のホームページからダウンロードしてください。

<https://www.city.setagaya.lg.jp/02234/8030.html>

4 提出方法

入札への参加を希望する方は、当該案件の質問締切日（令和８年８月２５日（火））の午後５時までに資料提出フォーム（<https://logoform.jp/form/JqMJ/828979>）により電子データでご提出ください。提出の際は１～３のzipファイルなどにまとめてください。
※事情により、ファイルの添付ができない場合は当該案件の質問締切日（令和８年８月２５日（火））の午後５時までに財務部経理課契約係（東棟５階５０３番窓口）まで持参してください。

●期限厳守にご理解とご協力をお願いします●

世田谷区がやむを得ないと認める場合のほか、提出期限を過ぎてからの書類の提出は認められません。書類が未提出または期限を過ぎた場合の入札（応札）は、「落札者決定基準」3（8）失格事由①に基づき無効となりますので、ご注意願います。

また、区から未提出の事業者に対して、確認の連絡等は原則いたしませんので、ご承知おきください。

期限厳守にご理解とご協力をお願いします。

5 提出書類についての留意点

提出書類は提出後においては、原則として記載された内容の変更を認めません。ただし、提出した申告書に記載の配置予定技術者が、世田谷区発注の工事に従事することになった場合のみ、事前に財務部経理課契約係に連絡の上、書類を下記期限までに再提出することにより配置予定技術者の変更を認めます。

書類に不備があった場合や期限を過ぎて提出された場合は、配置予定技術者の変更を認めませんので、あらかじめご了承ください。

再提出書類

全体	・ 世田谷区建設工事総合評価方式評価点申告書（様式1）
配置予定技術者の資格	・ 配置予定技術者の保有資格証の写し ・ 雇用関係を証明する書類
配置予定技術者の実績	・ 配置予定技術者の実績確認資料 ・ 雇用関係を証明する書類

再提出期限：開札日の1営業日前 正午まで ※厳守

申告書提出時の添付書類の一部運用変更について

令和8年2月1日より、申告書と合わせて提出していただく書類の簡略化を実施します。
簡略化の対象となる書類は下表のとおりです。

評価項目	提出書類
災害時協力協定	・災害時協力協定の写し ・地域貢献評価点（災害時協力協定活動実績）申告書（様式2）
地域経済振興	・下請使用状況届の写し（工事竣工時の最新のもの） ・区内事業者への下請負契約書等の写し
労働福祉の状況 / 若年者雇用	・経営規模等評価結果通知書の写し
労働安全衛生	・建設業労働災害防止協会の加入証明書の写し ・建設業労働安全衛生マネジメントシステム（COHSMS）認定書の写し
建設キャリアアップシステム	・事業者登録していることがわかる資料
男女共同参画、ワーク・ライフ・バランス	【厚生労働省等の認定】 ・東京ライフ・ワーク・バランス認定状の写し ・基準適合一般事業主認定通知書の写し（えるぼし認定・くるみん認定） ・基準適合認定一般事業主認定通知書の写し（プラチナえるぼし認定・プラチナくるみん認定） 【一般事業主行動計画の策定・届出】 ・都道府県労働局へ提出した一般事業主行動計画策定・変更届の写し（受領印のあるもの）
障害者雇用	【法定雇用義務がある事業者の場合】 ・直近で公共職業安定所宛に提出した障害者雇用状況報告書の写し 【法定雇用義務がない事業者の場合】 ・障害者を雇用していることがわかる資料

簡略化に伴い、提出方法は以下のとおり変更となります。

これまで

案件ごとに書類を提出する



令和8年2月より

毎年2月1日以降、最初に参加する総合評価方式適用案件の申告書提出時に、最新の資料をすべて添付して提出する。

2回目以降の参加時は、『前回提出した申告書の内容から申告内容が変更となった場合』または、『申告内容に変更はないが提出していた書類の最新版が変更となった場合』に書類を再度提出する。